

万歳書続実記（一）

—近代山城地域における一農家記録—

西村卓
成田雅史
本村希代
奥田以在

一、万歳書続実記 解題

二、凡例

三、万歳書続実記 卷一（明治元、明治一九年）

一、万歳書続実記 解題

はじめに

本史料は、現京都府城陽市水主の木村正昭家文書（写真版は城陽市歴史民俗資料館架蔵）に残された『万歳書続実記』（以下、「実記」とする）を翻刻したものである。

そもそも本「実記」との出会い、かなり過去にさかのぼる。本稿執筆の一人である西村が、『日本農書全集』と並行して刊行されていた『農書を読む』（農書を読む会）へ、『京都の明治農具絵図』（一九八八年三月、京都府立山城郷土資料館編集、

明治農具絵図保存会発行)を新刊紹介してくれないかという依頼を同雑誌の編集者から受けたことに起因する。

同『農具絵図』は、山城地域における明治初期(おそらく近世後期も含めて)の在来農具を図解したものであり、先進地域の「農具絵図」の特徴を備えたものとして、印南敏秀氏、木下忠氏の適切な解説が付されていた。当時、各地の「農具図」が注目され、その刊行が続いていた時期でもあり、その紹介が農業史研究に必要なことでの依頼であった。

以上のことから、西村は早速その編集をおこなった「京都府立山城郷土資料館」に連絡を取り、同『農具絵図』を手に入れ、その紹介をおこなった(『農書を読む』第一〇号所収、一九八九年九月)。そのことが縁で、当時、城陽市教育委員会市史編纂室の大畑忠氏と山城地域における農業について言葉を交わすうちに、人糞尿が山城地域における生産力水準をこころま高めていた要因だということに話が及び、明治期のその相場が連年記載されている「記録」があるということで、写真版を拝見させていただくことになった。木村正昭家文書のなかに含まれていた本「実記」との出会いである。

その後、手元はその写真版のコピーを保存しながら、詳細な解読と分析をしないまま放置していたが、本「実記」原稿作成者である、西村、成田、本村、奥田により二〇〇五年四月から定期的な読みあわせと研究会をおこない、現地への調査も重ねながら、本「実記」の翻刻を終えることができたのである。

本「実記」は、本解題にも詳記したが、木村家の農業経営の記録という形を取りながら、山城地域における明治期都市近郊農村の商業的農業の姿を實によく照らし出してくれるものである。前記した人糞尿の相場の変動のみならず、茶産地としての地域の特徴、木村家が栽培・販売したであろう多様な商品作物の諸相をうかがうことができる。さらに、その年々に起こった様々な出来事も、山城の百姓としての感性から書きとどめられており、山城地域の歴史像を再構成するためにも貴重な資料といえる。

以下では本「実記」の史料の特徴を示すとともに、そこから見えてくる京都近郊農村に暮らす農民の姿を、特にその農業経営の側面にスポットをあてて若干の考察を加え、解題としたい。

第一章 史料の概要と木村家

（1）本史料の内容

「実記」は全二巻から成る。その内容は、明治元（一八六八）年から大正四（一九一五）年まで（巻一は明治元年から同二八年まで、巻二は明治二九年から大正四年まで）の木村家の作物売上高と肥料の購入額を、それぞれの物価とともに、丹念に記したものである。約半世紀の長期にわたる、農家の農業経営の推移が判明するという点でも、本史料は貴重であるが、なかでも、各年の作物および肥料の相場が記してある点に注意しておきたい。なぜなら、この点が後に述べるように、「実記」編纂の意図と関わって重要だからである。このように、本史料は明治元年から大正四年までの、木村家の農業経営における収支の両側面を、その物価動向を交えて記したものである。

しかし、記載はこれのみにとどまらない。木村家を取り巻く社会的動向についての記載がある点も、本史料の特徴の一つである。それは、水主村周辺の動向はもちろんのこと、日清・日露戦争の詔勅など、多岐にわたっている。

地域社会の動向で特に記載が多いのが、洪水や旱魃、虫害など、天災に関する記載である。水主村は木津川に面した村であったが、木村家では農家経営を維持していくためにも、天災へ注意が欠かせなかったことをうかがわせる。雑多な出来事を含めて、このように長期にわたり詳細な記載があるものは、城陽市歴史民俗資料館に収蔵された史料のなかでも稀であり、当地域の歴史を理解するうえで、大変貴重な史料といえる。

日清・日露戦争の記載については、新聞記事を写したと思われる三国干渉についての記載や、勅令の写しがある。また巻一の巻末には、「維新後三拾年間ノ米況」と題した文章があるが、おそらくこれも、新聞記事などの写し書きと思われる。このような、幅広い内容の記載があることから、当時の木村家の、社会に対する関心の高さをうかがうことが出来る。この社会への関心の高さは、おそらく、木村家の農業経営のあり方と関連すると思われる。この点については、後に述べる。

以上、本史料の内容を大別すると、①木村家の農業経営についての記載、②社会的動向に関する記載、という二点をあげることが出来る。

(2) 水主村と木村家

ここでは、木村家のある京都府久世郡水主村の当時の社会的景観と、木村家の位置について述べておく。

水主村は、近世には全村幕領であった。そして明治元(一八六八)年には京都府管轄に編入、その後、単独戸長役場が置かれるが、明治二二年には隣接する寺田村の一部に編入され、その後は寺田村の大字となるという行政区画上の変遷を辿った村である。なお、水主村は木津川を隔てて、久世郡と綴喜郡の郡境に位置する村であった。水主村は近世まで木津川西岸にあり綴喜郡に属していたが、木津川の氾濫による流路変更のため、東岸に移動した水主村は、明治二二年より久世郡に属するようになった。また、水主村には対岸への渡舟の舟つき場があり、久世郡に属した後の水主村では、西岸の綴喜郡諸村との交流も盛んであった。⁽²⁾

水主村文書に残された明治一一年の戸口調査によると、水主村の戸数は八七戸、人口は四〇〇人とあり、当時の近隣諸村の中でも小規模の村であった。⁽³⁾

また水主村のある南山城地域は、近世から既に広範な商品作物の展開が見られた地域である。「実記」をみても、木村家では明治初年から既に多くの作物を栽培、販売しており、木村家自体もこのような動向と深く関係していた。

この広範な商品作物の展開は、木津川の舟運など、当地域における交通網の発達とも深く関係していた。収穫された作物は、木津川の舟運を使って、大坂の天満市場や、伏見などに運ばれた。明治期に入っても、舟運はなお当地域の流通手段上重要な位置を占めていたが、⁽⁴⁾明治九年には、大和街道が天皇行幸にそなえて拡幅修繕工事を終え、また、同二九年には、京都と奈良を結ぶ奈良鉄道が開通するなど、近代に入ると陸運の整備も進んだ。⁽⁵⁾

このように、早くから商品経済と密接な関わりを持った当地域では、幕末期に既に、地主小作の階級的結集の形跡がみられる。万延元(一八六〇)年には、水主村の隣村の枇杷庄村や富野村の小作人等が、小作料減免要求を地主に対して行っている。⁽⁶⁾

また明治初年には、民権思想の普及とともに、水主村の対岸に位置する大住村に愛民義塾が設立されるなど、南山城地域の中でも、特に早熟した政治思想を育んだ土地柄でもあった。

では、木村家は水主村の中でどのような位置にあったか。

木村家では代々、⁽⁷⁾当主は八左衛門を名乗ったが、文化二(一八〇五)年に水主村が隣村の寺田村と用水普請を行った際に

表1 水主村の戸別等級表（明治12年）

1	1 一	16	5 一	31	8 中	46	11 難浪人	61	13 下々	76	15 難浪人
2	2 一	17	5 中	32	8 中	47	12 判読不能	62	14 下	77	15 難浪人
3	3 上	18	6 中	33	8 中	48	12 判読不能	63	14 下	78	15 難浪人
4	3 上	19	6 中	34	9 下	49	12 下	64	14 下々	79	15 難浪人
5	3 上	20	6 中	35	9 下	50	12 下	65	14 下々	80	15 難浪人
6	3 上	21	6 中	36	9 難浪人	51	12 下	66	14 下々	81	15 難浪人
7	4 上	22	6 中	37	10 下	52	12 下	67	14 難浪人	82	15 難浪人
8	4 上	23	7 一	38	10 下	53	12 下	68	14 難浪人	83	15 難浪人
9	4 上	24	7 中	39	10 下	54	12 下	69	15 一	84	一 難浪人
10	4 一	25	7 中	40	11 下	55	12 下	70	15 下	85	一 難浪人
11	4 中	26	7 中	41	11 下	56	12 下	71	15 下	86	一 難浪人
12	5 上	27	7 中	42	11 下	57	12 下	72	15 下々	87	一 難浪人
13	5 上	28	7 中	43	11 下	58	12 難浪人	73	15 難浪人		
14	5 上	29	8 中	44	11 下	59	13 下	74	15 難浪人		
15	5 上	30	8 中	45	11 下	60	13 下	75	15 難浪人		

出典:明治一二年四月二三日「定則」(水主村文書(城陽市歴史民俗資料館架蔵フィルム、3M12-93-2-2))より作成。

備考:黒塗り部分は木村家を示す。

記された「丑春御普請出来形帳」⁸⁾には、水主村の年寄役の一人として、八左衛門の名が記されており、木村家は、近世には村役人を勤める家柄であったことがわかる。但し、庄屋を勤めた形跡はない。また明治初年に水主村に単独戸長役場が置かれた際には、芳松が議員として村会に出席している。⁹⁾しかしそれ以後木村家では、村内の水主神社の世話役を務めることはあっても、村の行政に関わった形跡は現在見つかっていない。

表1は、明治一二年に水主村の村総代への給金などの規定に、村民が連印を行った際に付された戸別の等級を一覧にしたものである。これを見ると、木村家は村内で、最上層ではないものの、比較的上層に位置していたことがわかる。しかし、当時の水主村は近隣の諸村などと比べて規模も小さく、¹⁰⁾この水主村内での木村家の位置が、そのまま当地域全体での位置づけと成りうるかは定かでない。

また、木村家の田畑所有反別は、明治一八年に記された「耕宅地其他一筆限反別・収穫・地価調帳」¹¹⁾のものを集計すると、約一町二反二畝余り(田畑のみ)となる。そして次に、大正五年に作成された木村家の財産目録¹²⁾から田畑所有反別を集計すると、二町二畝余りとなる。つまり、木村家では明治期にかけて土地集積が進んだ。

この土地集積は、小作料の増加を見越したものであるよりも、むしろ、当地域の発達した商品経済に裏づけされて、自家でより広範な商品作物の栽培を行うために成されたものであるように思える。「実記」をみると、若干の増減はあるものの、年を経るに従い、記載される作物数が徐々に増

えていく過程がみてとれる。とはいえ、木村家では小作地を抱えていたことも判明しており、「実記」には明治三九～四一年に宛米（小作米）の記載が見られる。いまその宛米の石高と手作米のそれとを比較すると、宛米は手作米よりも少なく（明治三九年：宛米一〇石四斗五升・手作米一五石三斗、明治四〇年：宛米一〇石四斗五升・手作米一六石六斗、明治四二年：宛米一〇石四斗五升・手作米一六石）、それを合算したうちの販売米は、本「実記」に見られるように、「安定的」に移っており、小作地集積Ⅱ小作米販売による地主的収益を目的とした土地集積とは思えない。

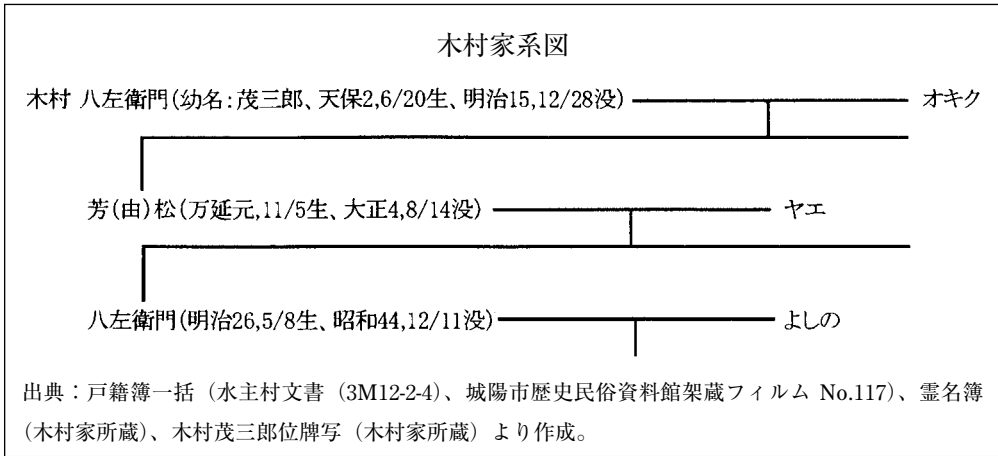
また木村家では、現在確認されているだけで、明治二八年の第四回内国勸業博覧会（茶出品¹³）、明治三〇年の第六回関西連合府県共進会（晩稲白玉出品¹⁴）、明治三六年の第五回内国勸業博覧会（煎茶・長芋出品¹⁵）に自家生産物の出品を行っている。その出品解説書には製法などの詳細な記載があり、このようなことから、農業生産に対する手作り層としての関心の高さと自負がうかがえる。

第二章 執筆者および編纂開始年代の推定

「実記」の編纂年代を考えるにあたって、巻一の表紙には「明治元年辰第一月改メ」とあった。しかし、これをもって明治元（一八六八）年一月に、「実記」の編纂が開始されたとするのは早計であると思われる。また、「実記」には編纂者の名も記されていない。以下に、「実記」の執筆者の推定を交えながら、編纂開始年代の推定を行っていく。

（1）執筆者の推定

まず、「実記」の執筆者の推定からはじめよう。木村家では、「実記」が記された明治元（一八六八）年から大正四（一九一五）年までの間に、三代の当主が入れ替わっている。水主村文書の中に残された明治一一年の戸籍簿写¹⁶によると、それに該当するのは、木村八左衛門（幼名は茂三郎。ここでは芳松の子の八左衛門と区別するため、茂三郎を用いる。）、木村芳松（由松と記されることもある。）、木村八左衛門の三名であった【系図参照】。



そこで、次に「実記」の筆跡を確認すると、大正三年と同四年のみ、筆跡が異なっており、それ以外は全て同一人物による筆である。また、「実記」の大正四年の記載には、「老衰四年八月十四日死亡乃始末ニ付、路途^{マヤ}ニ迷い、帳面明カニ非ズ」とある。そして、この大正四年を境に「実記」の記載は途絶える。

これらから、「実記」を編纂したのは芳松であったと考えられる。つまり、筆跡が異なる大正三年と同四年のみを、老衰した芳松に代わって、息子の八左衛門が記載し、この代替わりを契機に、「実記」の記載は途絶えることとなったのである。

また、先の記載に「帳面明カニ非ズ」とあることにも注意しておきたい。つまり、「実記」への記載は、「実記」とは異なる別の帳面（未発見）を参考にして、行われた可能性が高い。

このように、「実記」の編纂を開始したのは芳松であると考えられるが、しかし、そのことが次に編纂年代の推定を必要とさせる。なぜなら、芳松の生年月日からすると、明治元年には八歳という年齢だからである。「実記」に記された内容が、直接家業に関わる事柄であることを考慮しても、やはり、八歳の芳松が明治元年に編纂を開始したとは到底考え難い。つまり、芳松が後年に編纂を開始したと考えるべきであろう。

（2）編纂年代の推定

では、「実記」はいづ編纂されたのだろうか。その際に参考になるのが、芳松が父茂三郎から家督を継いだ年代である。木村正昭家に残された茂三郎の位牌写¹⁷によると、茂三郎は明治一五（一八八二）年にこの世を去っている。つまり、明治一五

年には木村家の家督は完全に芳松のもとに移っていた。

また水主村文書をみると、明治一三～四年に水主村に単独戸長役場が置かれた際、芳松が議員として村会に出席していた。つまりこのころには既に、父茂三郎に代わって息子の芳松（この頃、芳松は二十歳を少し過ぎた年齢である）が実質的に木村家を主導していたと思われる。

以上からして、芳松が家督を継いだのは、明治一〇年頃と考えられ、「実記」は少なくともそれ以降に編纂されたと考えざるべきである。しかし、残念ながら現時点では、未だ明確な編纂年代を割り出しえない。今後の課題である。

第三章 『万歳書続実記』編纂の意図

「実記」は何のために編纂されたのか。そのことを端的に示すのが、巻一の序文である。そこには、「則ち此家二生レ相続スル者物価ノ直段年々非常ノ難ヲ記載スベシ、尤モ東西南北ノ年々廻リノ三年塞ガリヲ考へ、米麦綿ノ高直下直ヲ監ミ、我カ作物ヲ売買スベシ」、「年々一月之ヲ見テ、年ノ吉凶、物価ノ直段記載シ、後チ高直下直ヲ考フベシ」とある。ここには物価動向の予測を重視する視点が貫かれている。つまり「実記」は、木村家の過去の経営資料を基に、家督相続者がその年の物価動向を予測し、農業経営に反映させるための、いわば「参考書」として構想されたのである。また序文には、「況哉余ガ家ニ世々相続スル者、之ニ記載セザル者此家先祖ノ子孫ニ有ラズ」とあり、「実記」は木村家の家督相続者が代々書き継ぐべきものとされていた。

このように「実記」は、物価動向の予測を重視する視点から生まれたものであるが、そこには「年々廻リノ三年塞ガリヲ考へ」とあった。

三年塞がりとは暦を用いた陰陽五行説に基づく占いで、大將軍と呼ばれる殺伐を司る神が、同じ方角に三年間留まり続けることから、そのように呼ばれる。大將軍が居座り続ける三年間、人々はその方角を忌み嫌うのである。なお、この三年塞がりは、農耕上の指標としては既に近世から知られており、貞享元（一六八四）年に会津地方の農民、佐瀬与次右衛門が著

したとされる『会津農書』には、鍬入れ始めの折に「三年塞りの方ハ必嫌ふべし」と紹介されている⁽¹⁸⁾。このように、農耕上の指標としての三年塞りは、近世からの系譜を引くものであったが、ここでは、三年塞りを物価動向の予測に援用している点に特徴があり、管見の限り、このような事例は他に見当たらない。

では実際に、どのように三年塞りを用いた経営を行っていたのか。表2は、「実記」に記された三年塞りに関する記載をまとめたものである。詳しいことは尚不明であるが、これをみると、三年塞りの方角に相当する、物価動向があったように思える。つまり、北↓東↓南↓西↓北へと、一二年をかけて四方を一巡する三年塞りは、北に位置するときに物価は上昇するとされ、それ以外は下落するとされていたようである。そして、「北ノ方三年塞ガリハ物価ノ高直に成カケ、売物跡ニ成シ、買フ者前二成」(明治一二年)とあるように、この三年塞りを用いることで、物価の高下を予め見越した売買(及び栽培)が可能となるのである。このように、売買を強く念頭に入れた農業経営のあり方は、当地域の発達した商業的農業の一端をしめすものである。しかし、この農業の「先進」地域において、明治期においてもなお近世以来の占いが、農業の重要な指標として用いられていたのである。

しかし、改めて表2をみると、本書の編纂意図と関わって重要なものであるにもかかわらず、三年塞りに関する記載に変化が生じていることがわかる。明治二四(一八九一)年には、三年塞りの方角、および三年塞りと物価動向との関連を示す記載がなくなる。その後、記載のある年とない年がまちまちに登場し、明治三五年を最後に、完全に、三年塞りに関する記載が「実記」から姿を消す。その理由は定かでないが、三年塞りという近世以来の指標が辿った過程を表すのかもしれない。今後、考察を深める必要がある。

このような物価動向の予測が重視されるのは、単に商業的な利益を追求するという点にあるのではなかった。序文には「家業ニ怠リ榮耀榮花ニ身ヲ耽リ、先祖ノ思ヲ知ラズシテ身分相応ヲ知サル者ハ、速ニ天罰ヲ蒙ル、忽チ家督不動産ニ乏シクナリ、之ヲ行フ者ハ不孝ノ第一ナリ、然リ而シテ家業ニ勉強シ世々富貴繁榮ニ守ル者此ヨリ大成ルハナシ、仮令富貴ニ成ザルモ、従前通りニテモ守ル者先祖ニ対シノ第一也」とある。つまり、「身分相応」な、家の存続こそが第一命題とされたのである。

また、「実記」には次のような記載がある。それは明治一四年の万年青(オモト)の流行に関する記載である。万年青とは、

表2 『万歳書続実記』の三年塞がりに関する記載一覧

年号	三年塞がりの方角	三年塞がりと物価動向の関連を示す記載	年号	三年塞がりの方角	三年塞がりと物価動向の関連を示す記載
明治元年	北	北ノ方三年フサガリ高直ノ一番、東ノ方三年フサガリ中直段ナリ (一部抜粋)	25年	記載なし	記載なし
2年	東	東ノ方三年塞カリ 物価ノ直段ハ下リクチニナ ^(り) 高直ノ中直段ナリ	26年	記載なし	記載なし
3年	東	東ノ方三年塞ガリハ下リクチ、高直ノ中直段ナリ	27年	記載なし	記載なし
4年	東	東ノ方三年塞ガリハ前ノ書記ス通りナリ	28年	南	記載なし
5年	南	南ノ方三年塞ガリハ物価ノ段々下リクチ、能々考へ売ベシ	29年	南	記載なし
6年	南	南ノ方三年塞ガリ、前ニ記ス通り考ベシ	30年	南	記載なし
7年	南	南ノ方三年塞ガリ、之モ前ニ記ス通り考ベシ	31年	南	記載なし
8年	西	西ノ方三年塞ガリニ ^(倍) 傍り、中物価ノ下落ノ第一番、能々考へ売買スベシ	32年	記載なし	記載なし
9年	西	西ノ方三年塞ガリニ ^(倍) 傍、其間中ガ物価ノ下落ノ第一番、能々考へ売買スベシ	33年	西	記載なし
10年	西	西ノ方ノ三年塞ガリ、前ニ記ス通り下落	34年	記載なし	記載なし
11年	北	北ノ方三年塞ガリハ物価ノ高直に成カケ、売物跡ニ成シ、買フ者前ニ成、能々考ベシ	35年	北	記載なし
12年	北	北ノ方三年塞ガリ、之モ前ニ記ス通りニナシ、能々考ベシ	36年	記載なし	記載なし
13年	北	北ノ方三年塞ガリ、此年ハ物価ノ高直ノ第一番、十三年一廻リノ内、高ヒ第一番ナリ (一部抜粋)	37年	記載なし	記載なし
14年	東	東ノ方三年塞ガリ、之モ高直ノ内ノ□然、中直ナリ	38年	記載なし	記載なし
15年	東	東ノ方三年塞ガリ、前ニ記ス通り考ベシ	39年	記載なし	記載なし
16年	東	東方三年塞ガリハ物価下リメ、売物前ニ売ナリ、買者 ^(買) ハ跡ニ買テヨシ	40年	記載なし	記載なし
17年	南	南ノ方三年塞ガリ、物価ノ下落ナリ	41年	記載なし	記載なし
18年	南	三年フサガリ、南ノ方ノ内三年塞ガリモ下落ナリ	42年	記載なし	記載なし
19年	南	南ノ方三年塞ガリ、物価ノ下落也	43年	記載なし	記載なし
20年	西	西ノ方三年塞ガリ北モ下落ナリ	44年	記載なし	記載なし
21年	西	西ノ方ヨリ三年塞ガリ、米ノ下直ノドソコ	大正元年	記載なし	記載なし
22年	西	西ノ方ノ内三年塞ガリコトシ迄物価ノ下落也、能々考へ作物売買致シ、家業勉強スベシ	2年	記載なし	記載なし
23年	北	北ノ方寅年ヨリ三年フサガリ始メ、米ノ高直 (一部抜粋)	3年	記載なし	記載なし
24年	記載なし	記載なし	4年	記載なし	記載なし

出典：『万歳書続実記』巻一・二より作成。

觀賞用や漢方薬の原料として用いられるユリ科の植物であるが、当時それが人気を博し、「京千本ノ中津時四郎及ビ伏見ハカレノ辰次之」の二人が財産を築いた。この動きをみて、他の人々も不動産を手放してまで万年青に飛びついたが、その頃には万年青は「二束三文ノ直物モナシ」となっており、多くの人は損失だけを抱える結果となった。ここから筆者（芳松）は、「然ルニ諸事ヲ考へ、何ニ因ラズ、世ノ人ノ知ラザル先キ致タルナラハ第一ナリ、能々カンガヘ^{（トク）}シ」として、多くの人の軽薄さを責めるとともに、事を為すには人に先んじて行うことの必要性を述べている。

商業的農業の進展は、一方で、商品の売買から生じる不利益の増大という危険性をはらんでいた。ゆえに、家の存続のためには、社会的動向を見極めた、より確実な農業経営を行う必要があったのである。そして、物価動向の予測をはじめとする社会的動向の予測が重視され、山城地域の動向や対外戦争など、幅広い社会的動向が書き記されたのである。社会的動向を見極め、農業経営の安定と発展を図ること、それこそが「実記」編纂の意図であった。¹⁹⁾

参考文献

- (1) 『角川日本地名大辞典』二六・京都府上巻（角川書店、一九八二年）、一三三六頁参照。
- (2) 城陽市歴史民俗資料館『城陽市民俗調査報告書』第一集、一一〇頁参照。
- (3) 『城陽市史』第二巻、七八頁参照。
- (4) 「実記」、明治一六年参照。同前『城陽市民俗調査報告書』第一集、一一三頁参照。なお、木村正昭家文書の中には、明治三十年に大阪天満市場の商店に長芋を売った際の領収書が残っている。（城陽市歴史民俗資料館架蔵フィルム〔以下同様〕、3M10-91-4-24）
- (5) 『城陽市史』第二巻、一六一頁・五三八頁参照。
- (6) 城陽市史編さん研究会編『城陽市史年表』三三二頁参照。また「実記」にも、地主小作間の問題を記した箇所（例えば、明治二二年など）がみられる。
- (7) 木村家は、明治三二年に記された同家所蔵の由緒書によると、京都の公卿綾井肥後守に由緒を持つとされているが、その詳細は定かではない。「先祖代々相続人 縁附実記」木村正昭家文書、3M10-4-3-32）
- (8) 水主村文書（城陽市歴史民俗資料館架蔵フィルム〔以下同様〕、3M12-16-1-3-4）。
- (9) 水主村文書（3M12-335-2-2-13）
- (10) 水主村在住の太田源次氏によると、水主村は小作が多く、「土地持ち」は寺田村に多かったとのことである。（二〇〇五年八月一八日、西村・成田・

本村・奥田聞き取り)

- (11) 木村正昭家文書 (3M10-5-24)
- (12) 木村正昭家文書 (3M10-22-2-13)
- (13) 木村正昭家文書 (3M10-7-2-11)
- (14) 同右
- (15) 木村正昭家文書 (3M10-154-2-20)。なお木村正昭家文書には、明治三五年までの事績を記した、煎茶 (3M10-102-4-35) 及び長芋 (3M10-197-2-32) の出品解説書がある。
- (16) 水主村文書 (3M12-246。フィルムNo.117)
- (17) 木村正昭家に保管されている。
- (18) 『日本農書全集』一九卷(農山漁村文化協会、一九八二年)、八二頁より引用。
- (19) 当地域では明治初年代からすでに、学校設立など教育問題に対する関心が非常に高い地域であったが、このような農業経営のあり方とも関連しているのかもしれない。

二、凡例

- 一 本史料は、木村正昭家文書(現、京都府城陽市水主)の内、『万歳書続実記』巻一・巻二を翻刻したものである。
- 一 原文には適宜、読点「、」を付した。
- 一 旧字は常用漢字に直した。
- 一 かなは現行の平仮名・カタカナを用い、者(は)・而(て)については平仮名に、「片」・「氏」については「トキ」・「トモ」に改めた。
- 一 判読不明な文字は、その字数だけ□で示し、字数が不明の場合は「」で示した。
- 一 意味不明または現在の用法と異なる文字については(ママ)(・・・カ)(・・・脱)として傍注し、誤字には正しい文字を傍注()で示した。
- 一 文字としての朱書は「」で示し、右傍に(朱書)と注記した。

- 一 貼紙による書込みについてはその位置を（貼紙Ⅰ〜Ⅲ）として示し、「」の右傍に（貼紙Ⅰ〜Ⅲ）と注記して別掲した。
- なお、明治一四・二三年の一部は記載スペースの関係上、（別掲Ⅰ〜Ⅱ）として別掲した。
- 一 文書所蔵者の意向により、伏字を設けた箇所については「伏字」と記した。
- 一 史料中に記載された法令については、『法令全書』との照合を行った結果、書き写しによる明らかな誤りがみられるが、原文のまま掲載した。

一 作物売上高などの合計に明らかな誤りがみられるが、原文のまま掲載した。

一 本史料の翻刻は西村卓・成田雅史・本村希代・奥田以在が担当し、解題は西村卓・成田雅史が執筆した。

《付記》本史料の掲載にあたっては、所蔵者である木村 正昭氏・淑子氏、城陽市歴史民俗資料館の平文氏に大変お世話になった。重ねてお礼申し上げる。なお本稿作成にあたり、平成十七年度私立大学経常経費補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費（研究科分）の助成を受けた。

三、万歳書続実記 卷一（明治元〜明治一九年）

（表紙）

「 明治元年第一月改メ

万歳書続実記 卷一

水主村住民

木村氏」

明治年号其昔ヨリ余万事景況ヲ鑒テ曰、年々豊作有ハ凶作有リ、善事有ハ悪シキ事アリ、富有ハ貧有リ、然ルニ世中ニ住居スレハ善事有タリトモ驕ルニタラズ、悪事出来タリトモ嘆ニ及ズ、則チ此家ニ生レ相続スル者物価ノ直段年々非常ノ難ヲ記載スベシ、尤モ東西南北ノ年々廻リノ三年塞ガリヲ考ヘ、米麦綿ノ高直下直ヲ監ミ、我カ作物ヲ売買スベシ、況哉余ガ家ニ世々相続スル者、之ニ記載セザル者此家先祖ノ子孫ニ有ラズ、謂所家業ニ怠リ榮耀榮花ニ身ヲ耽リ、先祖ノ思ヲ知ラズシテ身分相應ヲ知サル者ハ、速ニ天罰ヲ蒙ル、忽チ家督不動産ニ乏シクナリ、之ヲ行フ者ハ不孝ノ第一ナリ、然リ而シテ家業ニ勉強シ世々富貴繁榮ニ守ル者此ヨリ大成ルハナシ、假令富貴ニ成サルモ、従前通りニテモ守ル者先祖ニ対シ孝々ノ第一也、年々一月之ヲ見テ、年ノ吉凶、物価ノ直段記載シ、後チ高直下直ヲ考フベシ

明治元年

月

辰正月

北ノ方此年マデ三年塞ガリ始メ、米ノ高直第一番ナリ

作物売上高	作物相場	糞元相場
金百四拾三元	米拾三石 壺石ニ付 金拾壺円	金八拾円 油粕 百玉
〃四拾三元貳拾錢	梨子六拾荷 壺荷ニ付 金七拾貳錢	〃五円八拾錢 糞 三十四荷
〃六拾三元七拾錢	サツマ芋七十荷 壺荷ニ付 金九拾壺錢	合計 金八拾五円八拾錢
〃四拾壺円	長芋貳拾荷 壺荷ニ付 金貳円五錢	
〃拾五円三拾錢	荒茶五貫百目 壺本ニ付 金拾五円	
合計 金三百〇六円貳拾錢		

北ノ方三年塞ガリ寅卯辰ノ間ハ物価ノ高直故、能々考ヘ年々ニ売買スベシ、北ノ方三年フサガリ高直ノ

一番、東ノ方三年フサガリ中直段ナリ

明治貳年

巴^(マ)正月改

東ノ方

此年ヨリ三年フサ
ガリ始メ

明治參年
午正月
東ノ方ノ内三年フ
サガリ

作物売上高	作物相場	糞元相場
金百五拾壹円八拾錢	米拾五石 壺石二付 金拾円拾貳錢	金七拾八円 油粕 百玉代
〃三拾八円四拾錢	梨子四十荷 壺荷二付 金九拾六錢	〃六円 糞 三十五荷代
〃六拾八円六拾錢	サツマ芋七拾荷 壺荷二付 金九拾八錢	合計 金八拾四円
〃四拾貳円五拾五錢	長芋拾八荷半 壺荷二付 金貳円三拾錢	
〃拾九円貳拾錢	荒茶正味六貫目 壺本二付 金拾六円	
合計 金三百貳拾円〇五拾五錢		
東ノ方三年塞カリ	物価ノ直段ハ下リクチニ ^リ 高直ノ中直段ナリ	
作物売上高	作物相場	糞元相場
金百拾七円	米拾三石 壺石二付 金九円	金七拾円 油粕 百玉代
〃三拾四円	梨子四十荷 壺荷二付 金八拾五錢	〃五円 糞 三拾荷

明治四年
未正月
東ノ方
此年マデ三年塞ガ
リ

作物売上高	作物相場	糞元相場
金百九円弍拾錢	米拾四石	金五拾弍円 油粕
〃弍拾四円	壺石二付 金七円八拾錢	〃四円 百玉
〃五拾八円八拾錢	梨子三十荷	糞 二十二荷
〃三拾六円七拾錢	壺荷二付 金八拾錢	合計
〃四拾三円弍拾錢	サツマ芋七拾荷	金五拾六円
	長芋拾七荷半	
	壺ケ二付 金弍円拾錢	
	荒茶九掛ケ正味十三貫五百目	
合計 金弍百七拾壺円九拾錢	壺本二付 金拾五円	

〃六拾八円四拾錢	サツマ芋七拾六荷	合計
〃三拾四円	壺荷二付 金九拾錢	金七拾五円
	長芋拾七荷	
	壺荷二付 金弍円	
〃弍拾四円四拾錢	荒茶六貫八百目正味	
合計 金弍百七拾三円八拾錢	壺本二付 金拾五円	

東ノ方三年塞ガリハ下リクチ、高直ノ中直段ナリ

東ノ方三年塞ガリハ前ノ書記ス通りナリ

明治五年
申正月
南ノ方
此年ヨリ三年フサ
ガリ始メ

明治六年
酉正月
南ノ方ノ内三年フ
サガリ

作物売上高	作物相場	糞元相場
金百拾弍円	米拾四石 壺石二付 金八円	金五拾五円 油粕 百玉
〃拾七円	梨子弍十荷 壺荷二付 金八拾五銭	〃四円 糞 二十五荷
〃五拾壹円六拾銭	サツマ芋六拾荷 壺ケ二付 金八拾六銭	合計 金五拾九円
〃弍拾八円五拾銭	長芋拾五荷 壺ケ二付 金壹円九拾銭	
〃五拾円九拾六銭	荒茶九掛ケ正味拾九貫六百目 壺本二付 金拾三円	
合計 金弍百六拾円〇〇六銭		
作物売上高	作物相場	糞元相場
金百五円	米拾五石 壺石二付 金七円	金五拾円 油粕 百玉

南ノ方三年塞ガリハ物価ノ段々下リクチ、能々考へ売ベシ

明治七年
 戊正月
 南ノ方
 此年マデ三年塞ガ
 リ

作物売上高	作物相場	糞元相場
金九拾五円	米拾五石五斗	金四拾六円 油粕
〃百弍拾円	壺石二付 金六円拾銭	〃五円 百玉
〃三拾壹円弍拾七銭	荒茶壺弍番共九正味六拾貫目 壺本 金拾円	糞 三十六荷
〃拾七円三拾五銭	サツマ芋五拾三荷 壺荷二付 金五拾九銭 長芋拾荷半	合計 金五拾壹円也
	壺荷二付 金壹円七拾銭	

〃百九円弍拾銭	荒茶九掛ケ正味四十二貫目 壺本二付 金拾三円	〃五円五拾銭 糞 三十二荷
〃四拾円五拾六銭	サマ芋五十二荷 壺ケ二付 金七拾八銭	合計 金五拾五円五拾銭
〃弍拾円八拾銭	長芋拾三荷 壺ケ二付 金壹円六拾銭	
〃拾円八拾八銭	梨子拾六荷 壺ケ二付 金六拾八銭	
合計 金弍百八拾六円四拾四銭		

南ノ方三年塞ガリ、前ニ記ス通り考ベシ

明治八年
 亥ノ正月日
 西ノ方
 此年ヨリ三年フサ
 ガリ始メ

作物売上高	作物相場	糞元相場
金七拾円八拾銭	米十四石代 壹石二付 金五円廿銭	金四拾三元 油粕 百玉代
九拾壹円	荒茶壹式番共九掛ケ正味六十五貫目 壹本二付 金七円	五円式十銭 糞四十荷 壹荷二付十三銭
三拾六円	サツマ芋六拾荷 壹荷二付 金六拾銭	合計 金四拾八円式拾銭也
式拾円	長芋拾式荷半 壹荷二付 金壹円六拾銭	
五円六拾銭	梨子七荷 壹荷二付 金八拾銭	

南ノ方三年塞ガリ、之モ前二記ス通り考ベシ

六円三拾銭	梨子九荷 壹荷二付 金七拾銭	
壹円六拾八銭	ムカゴ六斗 壹升 金式銭八厘	
式円九拾四銭	柿四十二貫目 壹駄二付 金式円八十銭	
合計 金式百七拾四円五拾四銭也		

明治九年
子ノ正月
西ノ方ノ内三年ヲ
サガリ

〃三円五拾銭	ムカゴ壹石代 金 <small>(壹百)</small>	
〃四円	柿八十貫目 壹駄二付 金貳円	
合計 金貳百三拾円〇九拾銭也	西ノ方三年塞ガリニ <small>（張カ）</small> 傍リ、中物価ノ下落ノ第一番、能々考へ売買スベシ	
作物売上高	作物相場	糞元相場
金六拾貳円拾銭	米十三石八斗 壹石二付 金四円五拾銭	金三拾五円 油粕 百玉代
〃九拾三円八拾銭	荒茶七十貫九掛ケ正味一二番共 壹本二付 金六円七十銭	〃六円五十銭 糞 五十荷
〃貳拾四円九拾六銭	サツマ芋四十八荷 壹ケ二付 金五拾貳銭	合計 金四拾壹円五拾銭
〃拾五円	長芋拾荷 壹ケ二付 金壹円五拾銭	
〃四円五拾銭	梨子五荷 アサユキ <small>(カ)</small> 壹ケ二付 金九拾銭	
〃壹円八拾九銭	ムカゴ九斗 壹升二付 金貳銭壹厘	

明治拾年
丑ノ一月
西ノ方
此年マデ三年フサ
ガリ

〓 壹円五拾銭	柿三十貫目	
〓 壹駄ニ付 金貳円		
合計 金貳百〇三円七拾五銭		

西ノ方三年塞ガリニ傍、^(依カ)其間中ガ物価ノ下落ノ第一番、能々考ヘ売買スベシ

作物売上高	作物相場	糞元相場
金六拾八円九拾銭	米拾三石 壺石ニ付 金五円三拾銭	金四拾貳円 油粕 百玉
〓 百六拾円	撰 ^(マ) 茶九掛ケ正味八十貫目一二 番共 壺本ニ付 金拾円 尤屑粉付	〓 七円 糞 四十八荷
〓 貳拾八円	サツマ芋四十荷 壺ケニ付 金七拾銭	合計 金四拾九円也
〓 拾貳円六拾銭	長芋七荷 壺ケニ付 金壹円八拾銭	
〓 貳円拾銭	ムカゴ七斗 壺升ニ付 金三銭	
〓 壹円五拾銭	柿四十貫目 壺駄ニ付 金 <small>(空白)</small>	
合計 金貳百七拾三円拾銭也		

西ノ方ノ三年塞ガリ、前ニ記ス通り下落

明治十一年
寅一月日

北ノ方
此年ヨリ三年塞ガ
リ始メ

明治十式年
卯一月日

金九拾三円八拾錢	作物売上高	米拾四石	作物相場	糞元相場
金六円七拾錢	金九拾三円八拾錢	壺石二付	金六円七拾錢	油粕
荒茶一二番共、目方百二十貫匁、 尤九掛ケ正味	壺石二付	荒茶一二番共、 目方百二十貫匁、 尤九掛ケ正味	金六円七拾錢	百玉代
壺本二付	金十円	壺本二付	金十円	糞
サツマ芋三拾八荷	合計	サツマ芋三拾八荷	合計	四十荷代
壺ケ二付	金七拾三錢	壺ケ二付	金七拾三錢	金五拾六円也
長芋九荷	壺ケ二付	長芋九荷	金式円式十錢	
ムカゴ四斗五升	壺升二付	ムカゴ四斗五升	金式錢七厘	
柿八十貫目	壺八十貫目	柿八十貫目	金式円	
壺駄二付	金式円	壺駄二付	金式円	
合計	金三百八拾四円五拾六錢五厘也	合計	金三百八拾四円五拾六錢五厘也	
北ノ方三年塞ガリハ物価ノ高直に成カケ、売物跡 <small>(モノ)</small> ニ成シ、買フ者前 <small>(モノ)</small> ニ成、能々考ベシ				
金百円	作物売上高	米十三石五斗	作物相場	糞元相場
壺石二付	金七円五拾錢	壺石二付	金七円五拾錢	油粕
百玉代		百玉代		

明治十三年
辰ノ壱月日

北ノ方ノ内、三年
フサガリ

金百六拾円	作物売上高	作物相場	糞元相場
米拾四石 壺石ニ付 金拾弍円五拾銭	米拾四石 壺石ニ付 金拾弍円五拾銭	金八拾五円 油粕 百玉代	
〃三百円	撰 茶壺弍番共、目方九掛ケ正 味、百十貫匁、屑粉付 一本ニ付 金拾四円	〃四円五十銭 糞 三十荷代	
〃弍拾七円	サツマ芋三十荷 壺ケニ付 金九拾銭	合計 金五拾九円五拾銭	
〃弍拾八円	クハン芋十荷 壺ケニ付 金弍円八拾銭		
〃六円	白麦壺石 金 <small>(全目)</small>		
〃弍円	ムカゴ四斗 壺升ニ付 金弍銭五厘		
〃弍円拾銭	柿四十二貫目 壺駄ニ付 金弍円		
合計 四百六拾五円拾銭也			

北ノ方三年塞ガリ、之モ前ニ記ス通りニナシ、能々考ベシ

北ノ方、此年マデ
三年フサガリ、米
ノ高直ノ第壹年ナ
リ

明治十四年
巴^(マ)壹^(マ)一月日

万年青ノ大流行年
東ノ方、此年ヨリ

合計 金六百九拾八円五拾錢也	北ノ方三年塞ガリ、此年ハ物価ノ高直ノ第一番、十式年一廻リノ内、高ヒ第一番ナリ	合計 金六百九拾八円五拾錢也
〃四百五拾三元	撰 ^(マ) 茶壹式番共、目方九掛ケ正 味、百四拾貫匁、屑粉附 一本二付 金拾七円カヘ	〃八円 糞 三十式荷代
〃四拾五円	薩摩芋三拾荷 壹荷二付 金壹円五拾錢カヘ	〃五円 草 五百束代
〃式拾四円	くハン芋六荷半 壹荷二付 金三円カヘ	合計 金九拾八円也
〃拾円	白麦壹石 金 ^(金百)	
〃三元	ムカゴ五斗 壹升二付 金六錢	
〃三元五拾錢	柿五十貫目 壹駄二付 金式円八拾錢	

作物売上高	作物相場	糞元相場
金百式拾七円	米拾五石 壹石二付 金八円五拾錢	金六拾六円 油粕 百玉代
〃四百円	撰 ^(マ) 茶九掛ケ正味百四拾九貫匁 壹本二付 金拾四円カヘ	〃六円 糞 三十荷代

三年塞ガリ始メ

(貼紙Ⅰ)

〓三拾七円	薩摩芋 四拾六荷 壹荷二付 金八拾銭	合計 金七拾弍円也
〓三拾円	クハン芋 六荷 壹荷二付 金五円	
〓七円	白麦 壹石 金 <small>(空白)</small>	
〓四円	ムカゴ 八斗 壹升二付 金五銭	
〓弍円八拾銭	柿 四拾貫目 壹駄二付 金 <small>(空白)</small>	
合計 金六百七円八拾銭也		

東ノ方三年塞ガリ、之モ高直ノ内ノ□然、中直ナリ

(別掲Ⅰ)

「明治十年ヨリ万年青ノ流行、其種類名数千百タリト雖モ道理ヲ記載置ニ、日月星ニ面龍□品ハ金額千円マデ売買アリ、下等兜甲龍ガ三円五円マデ買テ有リ、之ヨリ上等等考アリ、直段モ之ニ順ベシ、然ルニ金儲シテ財産増加シタル人ハ、京千本ノ中津時四郎及ビ伏見ハカレノ辰次之二人ヨリハ外ナシ、世事ヲ聞キ商法スルモノ間々アリト雖モ、其損害ニテ動産不動産ニマデモ手ヲ附、跡ニ残ル万年青ハ三文ノ直物モナシ、之ニ万年青ノ附帖ハ百円ヲ壹束ト曰フ、昔ヨリ曰フ如ク、二束三文トハ之ヨリ始ル、世人ノ知ザル先キニ一銭二銭ニテ買集メ」

(貼紙Ⅰ)

「タル人ハ中津辰次ノ二名ナリ、此跡ニ続キ蘭流行シ、之レモ金龍□ノ種類ニテ、金龍ノ□并ニ金砂及ビ金龍ノ鳴杯ハ代価

千円マデ売買之有り、併シ下々等モ之ニ順ズ可シ、前書通り一文二文ニテ買求メタル人ハ多分ノ利益有り、之ヲ見テ頓能
ノ人、不動産ヲ売払代金ヲ以テ其ノ万年青及ビ蘭ヲ買求メ、珍シキ利益ヲ取ヤ否哉、多分ノ損害致シタル人ハ間々、然ルニ
諸事ヲ考へ、何ニ因ラズ、世ノ人ノ知ラザル先キ致タルナラハ第一ナリ、能々カンガへ^(マ)「^(マ)」

明治十五年午ノ壹
月日

東ノ方ノ内三年塞
ガリ

作物売上高	作物相場	糞元相場
金百五拾円	米拾五石 壹石ニ附 金七円カへ	金五拾七円 油粕 百玉代
〃三百式拾円	屑附 茶九掛ケ正味百二拾六貫匁、 薩摩芋三拾九荷 壹本ニ附 金拾三円カへ	〃六円 糞 三拾荷代
〃式拾九円式拾五銭	クハン芋六荷半 壹荷ニ付 金七拾五銭カへ	合計 金六拾三円也
〃拾七円五拾銭	ムカゴ六斗五升 壹升ニ付 金三銭	
〃式円	柿四十貫目 壹駄ニ付 金 <small>(空白)</small>	
〃式円式拾銭		
合計 金四百七拾五円九拾五銭		

東ノ方三年塞ガリ、前ニ記ス通り考ベシ

明治十六年
未ノ一月

偶雨降り農民穩カ
ナリ、尤モ作物豊
年万作也、雖然田
辺村ヨリ南、農作
物旱損スル事謂ニ
及バザル也
東ノ方三年フサガ
リ、此年シマデ

作物売上高	金百〇〇八拾錢 ^(山魁)	米拾六石五斗 壹石ニ附 金六円三拾錢カヘ	糞元相場 金四拾四円 油粕 百玉代
〓百九拾円七拾錢	撰 ^(マ) 茶九掛ケ正味百三拾六貫匁 壹本ニ附 金七円カヘ	〓 三円五拾五錢 糞 二拾五荷代	
〓式拾壹円拾三錢	薩摩芋三拾貳荷 壹荷ニ附 金七拾錢カヘ	合計 金四拾七円五拾五錢	
〓拾円貳拾五錢	クハン芋五荷 壹荷ニ附 金貳円五錢	明治十六年未ノ六月ヨリ大ニ旱 魃スル事、農民千辛万苦ノ働キ、 特ニ木津川舟運送ノ荷物、五駄 ヨリ積ム事出来難ク、斯ニ内里 村地方ノ人民苗欲 ^(ホシガセ) 沽ト否哉、 早損ニテ木津川堰止、岩田村用 水樋ヨリ水遣リ致シ、謂所苗 ^(マ)	
〓八円	白麦二石 壹石ニ付 金四円	漸々成長ス、此時困却スル船人 舟通行スル事不能、因テ夜丈ケ 堰止ス、是ニ猶 ^(於カ) テ	
〓三円五拾錢	柿六十貫目 壹駄ニ付 金貳円		
〓式円	ムカゴ七斗代 壹升ニ付 金三錢		
東方三年塞ガリハ物価下リメ、売物前ニ売ナリ、買者ハ跡ニ買テヨシ 合計 金三百三拾八円六拾三錢也			

明治十七年申壹月

南ノ方此年ヨリ三年フサガリ始メ

明治十八年
酉壹月

三年フサガリ、南ノ方ノ内三年塞ガリモ下落ナリ

作物売上高	作物相場	糞元相場
金八拾五円	米拾五石	油粕 百玉代
〃百七拾三円五拾八銭	壹石ニ附 金五円六拾三銭	金三拾六円七拾銭
〃拾八円貳拾八銭	荒茶九掛ケ正味百三拾壹貫匁	〃四円五拾銭 糞
〃四円七拾銭	壹本ニ附 金六円六拾銭	合計 三拾荷代
	薩摩芋三拾荷	
	壹荷ニ付 金六拾銭	
	くハン芋三荷	
	壹荷ニ付 金壹円五拾六銭五厘	
合計 金貳百八拾壹円五拾六銭也		

南ノ方三年塞ガリ、物価ノ下落ナリ

作物売上高	作物相場	糞元相場
金九拾九円	米拾五石六斗三升	金三拾七円三拾銭
〃百六拾三円七拾貳銭	壹石ニ附 金六円四拾銭	油粕 百玉代
〃貳拾七円四銭	荒茶九掛ケ正味百二拾五貫匁	〃四円五拾四銭
〃七円三拾銭	壹本ニ附 金六円五拾五銭	糞 三拾七荷代
	薩摩芋三拾二荷	〃貳円四拾銭
	壹荷ニ附 金八拾五銭	草 三百束代
	長芋四荷代	此計
	壹荷ニ附 金壹円八拾銭	金四拾四円貳拾四銭也

明治十九年
戌ノ壹月

三年フサガリ南ノ
方ノ内此年マデ

シ式円七拾六銭 此計 金貳百九拾九円八拾貳銭也	柿四拾三貫匁 壹駄二付 金貳円四拾銭
----------------------------	-----------------------

此年三月十二日西ノ町法念寺ガ火出シニテ、居宅六軒及ビ納屋五ヶ所以上拾壹所焼失致シ、然ルニ該村ノ薬師如来十二薬師及ビ其寺ノ阿弥陀如来、諸汁物等焼失致シ、其困難嘆ニ堪ヘザルベシ
 悪風起レバ益起ル、弱身附近、風神此年六月三十日大風吹き出シ、益大水ニテ其水式丈出テ人民驚キ銘々尽力致シ、然ル処七月二日午前五時頃ニ用水立合樋ヨリ吹き出シ、已ニ堤坊大破ニテ其困難言ニ忍ビザル也、堤坊切幅四拾軒余、其水屋敷ノ岸点、所謂北垣内ハ居宅ノ間マテ押入りタリ、尤モ荒場所ハ申ニ□□農作物ハ豊年満作ナリ

作物売上高	作物相場	糞元相場
金五拾九円六拾七銭	米拾壹石代 壹石ニ付 金五円四拾三銭	金四拾貳円貳拾五銭 油粕 百玉代
シ百六拾円〇貳銭	荒茶九掛ケ正味百貳拾五貫匁 壹本ニ付 金六円四拾銭	シ三円三拾六銭 糞 貳拾四荷代
シ式拾六円六拾八銭	薩摩芋三拾七荷 壹荷ニ付 金七拾銭	此合計 金四拾五円六拾壹銭也
シ式円五拾壹銭	長芋壹荷ニ付 金 <small>(金百)</small>	明治十九年作米此平斤 壹反歩ニ付三石取
シ式円八拾四銭	梨子 西瓜共金 <small>(金百)</small>	

此計 金貳百五拾貳円七拾貳錢也 南ノ方三年塞ガリ、物価ノ下落也	〃壹円
	柿貳拾貫匁 壹駄ニ付 金貳円